

令和2年2月3日

令和元年度 足立区地域自立支援協議会 権利擁護部会報告書

<部会の目的>

障がい者の権利擁護に関する地域における連携及び調整

<令和元年度の重点課題>

- 1 「足立区手話言語と障がい者の意思疎通に関する条例」に係る情報共有、聴覚障がいに係る差別と合理的配慮の事例の共有
- 2 障がい者の住まいの確保に係る区の施策、成功事例等の共有
- 3 成年後見制度利用促進の概要、区の取組みの共有

<重点課題に対する取り組み報告>

- 1 足立区ろう者協会の加藤会長にお越しいただき、条例や聴覚障がいに係る差別の事例について説明いただき、現状と課題の情報共有を行った。
- 2 障がい者の住宅確保については、住宅課の職員から区の施策について説明を行い、各委員が今まで体験した成功事例等の情報交換を行った。
- 3 成年後見制度については、制度の概要や利用促進の取組み、知的障がい、精神障がいの事例について説明を行い、現状と課題の情報共有を行った。

<取り組みの中で検討された課題>

- 1 聴覚障がいに係る差別の事例として、旅行会社から万一の時に対応できないので、健常者と一緒に来てくださいと言われたり、飲食店での宴会も断られたことがあった。インターネットで申し込んでも電話確認が必要となっており、仕方なく店舗に行ったこともある。会議などにおいて主催者が手話通訳者を用意するなどの合理的配慮も少しづつ進んでいるが、電話以外の本人確認の方法なども課題となっている。
- 2 住まいの確保に関しては、不動産業者等の仲介業者からは障がい者に対してある程度の理解と協力を得られていることが分かった。しかし、大家等の物件所有者からの理解が不十分で断られる場合や、家賃保証会社の審査が厳しくなっており、保証を受けられず賃貸契約に至らないことが増えているといった点が課題となっている。
- 3 知的障がい者の成年後見制度の利用促進にあたっては、家族の理解が不可欠である。親が信頼していて、身近に相談できる支援員に成年後見制度について理解してもらい、必要な方に適切に案内できるよう支援員向けの研修を実施している。精神障がい者については、病状によって状態が変化しやすいため、制度利用の判断や申立のタイミングが難しいという課題がある。精神障がいについても、保健師や精神障がいの就労継続支援事業所の職員に対する研修を実施している。

<次期以降の取り組み>

引き続き、障がいを理由とする差別の解消や障がい者の権利擁護について、課題の共有を図り、課題解決に向けた検討・協議を進めていく。